

横浜市障害者グループホーム設置運営要綱

制 定 昭和 60 年 8 月 1 日

最近改正 令和 2 年 7 月 7 日健障サ第 1135 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 本要綱は、横浜市において知的障害者、身体障害者、精神障害者及び難病等対象者（以下「障害者」という。）の障害者グループホーム事業を実施するにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス等のほか設置及び運営等について必要な事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 本事業は、障害者が地域において共同生活を営む障害者グループホームの設置を促進し、障害者の自立した生活を支援することを目的とする。

（障害者グループホームの定義）

第 3 条 本要綱における障害者グループホームの種類は、以下のとおりとする。

- (1) 総合支援法第 5 条第 17 項に規定される共同生活援助に基づき、法人が設置、運営するもの（以下「指定障害者グループホーム」という。）
 - (2) 指定障害者グループホームのうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準省令」という。）第 210 条第 9 項に規定されるサテライト型住居（以下「サテライト型住居」という。）
 - (3) 指定障害者グループホームのうち、平成 23 年 3 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間、横浜市障害者グループホーム重度化対応モデル事業として実施していたもの
 - (4) 指定障害者グループホームのうち、平成 26 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間、横浜市障害者グループホーム高齢化対応モデル事業として実施していたもの
 - (5) 7 人以上の者で構成される運営委員会により設置、運営されるもの。なお、運営委員会は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター役職員及び概ね入居者の代表者、世話人の代表者、入居者の家族等の代表者、障害者福祉関係者、ボランティア関係者又は地域住民の代表者により構成する。
- 2 前項各号に掲げる障害者グループホームについては、新規設置にかかる設置意向について市と協議し、承認されたものでなければならない。

（設置及び運営主体）

第 4 条 障害者グループホームを設置、運営しようとする法人又は運営委員会は、障害者の支援に関して相当の経験と実績を有するもので、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものでなければならない。

- (1) 当該法人が次のいずれかの事業または施設等を実施していること。
 - ア 第一種社会福祉事業
 - イ 第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業又は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に定める事業
 - ウ 総合支援法に定める障害福祉サービス事業
 - エ 地域生活支援事業
 - オ 横浜市が認める地域活動支援センター障害者地域作業所型、地域活動支援センター精神障害者地域作業所型、又は前条第 1 項第 5 号に定める障害者グループホーム
 - カ 精神科、神経科又は心療内科を標榜する医療機関
 - キ 神奈川県又は横浜市からの委託による総合支援法に基づく事業のうち市長が適当と認める事業

- (2) 法人の理事若しくは役員又は運営委員会の委員長若しくは副委員長のうち2名以上が、前号に定める事業を運営する法人の理事若しくは役員又は運営委員会の委員長若しくは副委員長として、事業の運営に携わっていたと認められる経験があること。

(設置協議)

- 第5条 第3条第1項第1号に規定する障害者グループホームを設置、運営しようとする法人は、原則として設置日の14日前までに、障害者グループホーム設置協議書(第1号様式)(以下「協議書」という。)に、障害者グループホーム運営計画書(第2号様式)及び障害者グループホーム設置予算書(第3号様式)を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 第3条第1項第5号に規定する障害者グループホームを設置、運営しようとする運営委員会については、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)と協議し、設置日の14日前までに、市社協が協議書を市長に提出しなければならない。

(設置承認)

- 第6条 市長は、前条により協議書の提出を受けたときは、これを審査し、障害者グループホーム設置承認(不承認)通知(第4号様式)により、設置の承認及び不承認を行うものとする。
- 2 前項の設置承認後に、本要綱に基づく、適正な運営がなされていないと市長が認める時は、当該障害者グループホームに対する設置承認を取り消すことができる。

(入居対象者)

- 第7条 第3条第1項第1号に規定する指定障害者グループホームの入居対象者は、総合支援法における共同生活援助の支給決定を受けている者とする。
- 2 第3条第1項第2号に規定するサテライト型住居の入居対象者は、前項の要件を満たしており、かつ、その直前の居住地が、入居予定であるサテライト型住居ではない者とする。
- なお、居住地とは、生活の本拠と一致するものであり、現にその場所に居住していない場合でも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合は、その場所を居住地とする。
- 3 第3条第1項第3号に規定する指定障害者グループホームの入居対象者は、総合支援法における共同生活援助の支給決定を受けている者であり、入居時点で次の各号に該当するものとする。
- (1) 障害支援区分4以上の者
 - (2) 個別支援において、居宅介護または重度訪問介護の利用を必要とする見込みのある者
 - (3) 医療的ケアを必要とし、訪問看護の利用を必要とする見込みのある者
- 4 第3条第1項第4号に規定する指定障害者グループホームの入居対象者は、総合支援法における共同生活援助の支給決定を受けている者であり、入居時点で次の各号に該当するものとする。
- (1) 満60歳以上の者
 - (2) 援護の実施機関が横浜市である者
 - (3) 医療的ケアを必要とする者
- 5 第3条第1項第5号に規定する障害者グループホームの入居対象者は、原則として市内に居住する18歳以上の障害者であって、障害者グループホームの入居を必要とする者(入院治療を要する者を除く。)とする。

(入居者数)

- 第8条 第3条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する指定障害者グループホームの定員は、サテライト型住居の定員を含め、概ね5人とし、4人以上10人以下の範囲とする。
- 2 第3条第1項第5号に規定する障害者グループホームの定員は、概ね5人とし、4人以上7人以下の範囲とする。

(設置基準)

- 第9条 障害者グループホーム(サテライト型住居を除く。)の設置については、次の基準によるもの

とする。

- (1) 設置場所は緊急時等においても適切かつ迅速な支援を受けることができること。
 - (2) 生活環境に十分配慮された場所にあること。
 - (3) 近隣との交流が図れる場所にあること。
 - (4) 建物は原則として、設置する法人又は運営委員会の代表者が所有権又は賃借権を有すること。
 - (5) 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、世話人が入居者に対して適切な援助が行える形態であること。
 - (6) 個々の入居者の居室は、原則として個室とすること。
 - (7) 居間、食堂等入居者が相互交流できる場所を有していること。
 - (8) 入居者の安全及び保健衛生が確保されていること。
 - (9) スプリンクラー設備については、消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）別表第 1 により当該グループホームが所轄消防署に定められた区分に従い、整備の要否を判断すること。スプリンクラー設備以外については、消防法施行令別表第 1（6）項ロに適合する基準を満たしていること。
 - (10) 建築基準法（昭和 25 年 11 月 23 日法律第 201 号）その他関係法令並びに横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月 10 日条例第 20 号）その他関係規定に定める基準を満たしていること。
- 2 第 1 項第 9 号について、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。
 - 3 障害者グループホームのサテライト型住居の設置については、次の基準によるものとする。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 6 号、第 8 号を準用する。
 - (2) サテライト型住居の本体である指定障害者グループホームが、開所後 1 年以上を経過していること。
 - (3) サテライト型住居と本体である指定障害者グループホームが、同一建物内にないこと。
 - (4) 消防設備については、消防法施行令別表第 1（5）項ロに適合する基準を満たしていること。
 - 4 基準省令第 213 条の 2 の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、同基準省令第 213 条の 7 の指定短期入所を行う事業所は、グループホームに併設するものとする。併設する短期入所事業所の定員は、障害者グループホームごとに 1 人とする。

（人員配置）

第 10 条 障害者グループホームには、世話人を配置しなければならない。

- 2 世話人は、障害者の福祉の増進に熱意があり、数人の障害者の日常生活を適切に援助する能力がある者でなければならない。
- 3 世話人は、入居者の人格を尊重した援助をしなければならない。
- 4 世話人は、障害者グループホームを設置、運営する法人又は運営委員会の長と委託契約又は雇用契約を結んだ者とする。
- 5 第 3 条第 1 項第 3 号に規定する指定障害者グループホームについては、世話人に加え、第 11 条第 2 項に規定する業務を行うために、必要な能力を有した専従の職員（指導員）及び保健師又は看護師を各 1 名以上配置しなければならない。
- 6 第 3 条第 1 項第 4 号に規定する指定障害者グループホームについては、世話人に加え、第 11 条第 3 項に規定する業務を行うために、必要な能力を有した専従の職員、看護師、栄養士及び調理員を各 1 名以上配置しなければならない。

（運 営）

第 11 条 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する障害者グループホームを設置、運営する法人又は運営委員会（以下「設置運営主体」という。）は、入居者の状態、能力等を把握し、援助の方針を定めるとともに、次に掲げる業務を行うものとする。

なお、第 2 号、第 5 号及び第 6 号の業務については、その全部又は一部を世話人に行わせることができる。

- (1) 世話人の選定及び代替要員の確保
- (2) 入居者に対して食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇利用の助言等日常生活に必要な

- な援助を行うこと。
- (3) 緊急時の対応、職場等における問題への対応、財産管理等入居者に対し、前号に掲げるもの以外の必要な援助を行うこと。
 - (4) 世話人の指導、監督、援助、研修を行うこと。
 - (5) 入居者の生活状況、食事の内容等に関する記録を行うこと。
 - (6) 入居者負担金を徴収し、それを適正に管理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備すること。
 - (7) 障害者グループホームの運営に係る会計に関する諸帳簿を整備しておくこと。
- 2 第3条第1項第3号に規定する指定障害者グループホームは、入居者の状態、能力等を把握し、援助の方針を定めるとともに、前項に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 交流室を活用した利用者の日中活動、地域住民との交流に関する事業。
 - (2) 利用者の医療的ケアの実施に係る関係機関との連絡及び調整並びに当該ホーム職員への指示。
- 3 第3条第1項第4号に規定する指定障害者グループホームは、入居者の状態、能力等を把握し、援助の方針を定めるとともに、第1項に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 居間、食堂等を活用した日中活動等、入居者の健康維持に関する事業
 - (2) 利用者の栄養管理、健康管理及び医療的ケアの実施に係る関係機関との連絡調整
- 4 設置運営主体は、障害者グループホームにおいて「横浜市障害者グループホーム体験入居事業」を行なうことができる。
- 5 前項の事業の実施については別に定める。

(変更申請)

第12条 設置運営主体は、次に掲げることを行う場合には、あらかじめ障害者グループホーム設置運営変更申請書（第5号様式）により、市長の承認を受けなければならない。なお、4号の変更申請には、障害者グループホーム（サテライト）運営計画書（第6号様式）を添付して提出しなければならない。

- (1) 障害者グループホームの移転
 - (2) 障害者グループホームの定員又は運営形態の変更
 - (3) 障害者グループホームに関する名称等の変更
 - (4) サテライト型住居の追加・変更
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第5号に規定する運営委員会が設置、運営する障害者グループホームについては、運営委員会が市社協と協議し、市社協が障害者グループホーム設置運営変更申請書により市長の承認を受けなければならない。

(変更承認)

第13条 市長は、前条により申請書の提出を受けたときは、これを審査し、障害者グループホーム設置運営変更承認（不承認）通知（第7号様式）により、変更の承認及び不承認を行うものとする。

(廃止届)

第14条 設置運営主体は障害者グループホームを廃止する場合には、あらかじめ障害者グループホーム廃止届（第8号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第5号に規定する運営委員会が設置、運営する障害者グループホームについては、運営委員会が市社協と協議し、市社協が障害者グループホーム廃止届により、市長の承認を受けなければならない。

(廃止受理)

第15条 市長は、前条により届けの提出がされたときは、これを審査し、障害者グループホーム廃止受理（不受理）通知（第9号様式）により、廃止の受理及び不受理を行うものとする。

(援護の実施者)

- 第 16 条 指定障害者グループホームの入居に関する援護は、原則として、入居者が当該グループホームに入居する前に居住地を有していた区の福祉保健センター長が行うものとする。
- 前項以外の障害者グループホームの入居に関する援護は、当該グループホームの所在地を管轄する区の福祉保健センター長が行うものとする。
 - 前 2 項の規定のほか、市外に居住地を有する入居者については、当該居住地を管轄する都道府県、市町村が行うものとする。

(利用の決定)

- 第 17 条 第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する指定障害者グループホームへの入居を希望する場合は、総合支援法における共同生活援助制度による。
- 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する障害者グループホームについては、別途市社協の定めるところによる。

(入居者及び世話人の費用負担)

- 第 18 条 家賃、食材料費、光熱水費、日用品費及びその他入居者に負担させることが適当と認められる経費については、入居者の収入、世話人の援助の形態等を勘案して設置運営主体が定め、入居者及び世話人が負担するものとする。

(人権擁護)

- 第 19 条 設置運営主体は、障害者グループホームの運営に際して、入居者への虐待や人権侵害等が行われることがないように細心の注意を払わなければならない。

(運営状況等の報告等)

- 第 20 条 市長は、障害者グループホームの運営法人又は市社協に対し、必要に応じ運営状況等の報告を求め、又は調査することができる。

(補助金等交付要綱)

- 第 21 条 障害者グループホームの設置、運営に係る補助金の交付については、別に定める。

(その他)

- 第 22 条 この要綱に規定のない事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

- この要綱は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。
- 横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱(昭和 53 年 10 月 1 日施行)は、廃止する。
- 横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱(昭和 58 年 3 月 1 日施行)は廃止する。
- この要綱により廃止される前の横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱、横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱の規定に基づき設置されている精神薄弱者通勤ホームは、昭和 60 年 4 月 1 日をもってこの要綱の規定に基づくグループホーム B 型とみなし、第 1 総則 9 補助金等の交付に関する規定は、同日から適用する。
- この要綱の施行前にこの要綱により廃止される前の横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱、横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱の規定に基づき設置されている精神薄弱者通勤ホームに対し、同要綱の規定に基づき支給された交付金は、この要綱の規定に基づく交付金の内払とみなす。
- グループホーム A 型については、昭和 62 年 3 月 31 日までを試行期間とする。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 グループホーム A 型については、当分の間試行期間とする。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表はこれを廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 グループホーム A 型の試行期間については、平成 5 年 3 月 31 日をもって終了する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 6 項に規定する床面積については、すでに設置されているもので要件に満たないものがある場合に限り、当分の間猶予期間を設ける。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 10 日から施行する。但し、第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号、第 2 条第 3 項第 2 号の規定については平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 経過措置

次の各号に該当するものは、要綱第 2 条第 2 項に規定する 3 年以上の事業実績に係る規定を適用しない。

- (1) 平成 21 年 3 月 31 日までに、横浜市から新設グループホーム設置に係る内示を受けている法人
- (2) 平成 21 年 3 月 31 日までに、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターにて運営委員会による新設グループホームの設置に係る相談及び指導を受けている者

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 7 日から施行する。

（協議先）横浜市 長

郵便番号

所在地

法人等名称

役職及び
代表者氏名

印

障害者グループホーム設置協議書

障害者グループホームの設置について、次のとおり協議します。

バックアップ施設 または運営委員会	名 称	
	所 在 地	
障害者 グループホーム	名 称	
	所 在 地	〒 (市街化区域・市街化調整区域)
	入 居 定 員	人
	夜 間 体 制	I：夜勤・II：宿直・III：緊急連絡体制
	設 置 予 定 日	年 月 日

（添付書類）

- 1 障害者グループホーム運営計画書（第2号様式）
- 2 障害者グループホーム設置予算書（第3号様式）
- 3 建物の登記簿謄本の写しまたは賃貸契約書の写し
- 4 建物の平面図（各室の用途及び面積を明記のこと）、立面図及び配置図
- 5 近隣の地図
- 6 運営委員会名簿（運営委員会運営の場合）
- 7 消防設備検査関係書類
- 8 新規設置意向の承認通知の写し
- 9 その他関係書類

担 当
連絡先
書類送付先（〒 ー ）

年度障害者グループホーム運営計画書

名称				定員	人
所在地				家賃 ※1	円
建物形態（いずれかを選択）		<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）			
消防設備（該当設備を選択）		<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー ※2 <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市外からの補助 （ある場合「市外」と記入） ※4	退去（予定）日
①		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
②		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
③		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
④		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑤		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑥		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑦		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑧		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑨		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑩		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
バック アップ 施設	名称			法人等名	
	所在地			施設種別	
	連携内容				
備考					

※1：家賃とは、法人がグループホームの建物（又は土地）の貸主に支払う月額家賃。

※2：スプリンクラーは、区分4の入居者が定員の8割を超えた場合、必置

※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額家賃から本市の家賃補助額を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと

※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、「市外」と記入

障害者グループホーム設置予算書

グループホーム名称 _____

収入の部

	項目	収入額	負担者
設置費・改修費			
	法人自己負担金		
合 計			

支出の部

※備考欄の数字は領収書等の番号

	項目	支出額	備 考	
設置費	権利取得費			
	家屋改造費			
	施設整備費(国庫補助の場合)			
	初度調弁費			
	合 計			

(※設置費等補助金を原資とするものだけを記載してください)

第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者名)

横浜市長 印

障害者グループホーム設置承認（不承認）通知

年 月 日に協議のありました次の障害者グループホームの設置については、承認（不承認）とします。

1 対象グループホーム

バックアップ施設 または運営委員会	名 称	
	所 在 地	
障害者 グループホーム (本体)	名 称	
	所 在 地	〒 (市街化区域・市街化調整区域)
	入 居 定 員	人
	夜 間 体 制	I：夜勤・II：宿直・III：緊急連絡体制
	設 置 承 認 日	年 月 日

2 承認条件

- (1) 横浜市障害者グループホーム設置運営要綱に基づき、適切な運営をしてください。
適切な運営がなされない場合は、承認を取り消すことがあります。
- (2) 上記1の内容及びその他運営に関する変更をする場合には、あらかじめ変更申請をし、市長の承認を受けてください。

担 当
連 絡 先

年 月 日

（申請先） 横 浜 市 長

郵便番号

所 在 地

法人等名称

役職及び
代表者氏名

印

障害者グループホーム設置運営変更申請書

障害者グループホームの設置運営の変更について、次のとおり申請します。

グループホーム名称	※ホーム名称変更の場合、旧名称 ※サテライト追加の場合、本体ホーム名称	
設 置 年 月 日	年 月 日	
予 定 年 月 日	年 月 日	
同一建物内の他障害者グループホーム	<input type="checkbox"/> 有 (他障害者グループホーム名： 定員： 人) <input type="checkbox"/> 無	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> ホーム名称 <input type="checkbox"/> ホーム住所 <input type="checkbox"/> 定員 <input type="checkbox"/> 運営体制 <input type="checkbox"/> サテライト (名称・住所・空室確保の有無) <input type="checkbox"/> 運営の休止 <input type="checkbox"/> その他 ()		
変 更 理 由		

(添付書類)

- 1 登記簿謄本の写しまたは賃貸契約書の写し（建物変更及びサテライト追加の場合）
- 2 建物の平面図（各室の用途及び面積を明記）（建物変更または定員変更並びにサテライト追加の場合）、立面図及び配置図（建物変更の場合）
- 3 本体住居の空室を確保する場合は、平面図上に空室箇所を明記（サテライト追加の場合）
- 4 消防設備検査関係書類（建物変更及びサテライト追加の場合）
- 5 設置予定サテライトの周辺地図（サテライト追加の場合）
- 6 運営計画書（サテライト）（第6号様式）（サテライト追加の場合）
- 7 その他、変更承認に必要な書類

担 当
連絡先
書類送付先 (〒 -)

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム設置運営変更承認（不承認）通知

年 月 日に協議のありました次の障害者グループホームの変更については、承認（不承認）とします。変更後の承認内容は、次のとおりです。

1 変更内容

(1) 対象グループホーム

(2) 変更内容

変更項目

変更前

変更後

(3) 変更承認日

2 承認条件

(1) 横浜市障害者グループホーム設置運営要綱に基づき、適切な運営をしてください。

適切な運営がなされない場合は、承認を取り消すことがあります。

(2) 上記1の内容及びその他運営に関しての変更をする場合には、あらかじめ変更申請をし、市長の承認を受けてください。

担 当

連絡先

年 月 日

（申請先）横 浜 市 長

郵便番号

所 在 地

法人等名称

役職及び
代表者氏名

印

障害者グループホーム設置運営廃止届

障害者グループホームの設置運営の廃止について、次のとおり届出します。

グループホーム名称	
グループホーム住所	
定 員	名
設 置 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	

（添付書類）

- 1 廃止とする旨の法人の議決が確認できる書類等（議事録等）
- 2 現利用者の今後の処遇に関する書類
- 3 その他、廃止受理に必要な書類

担 当
連絡先
書類送付先 （〒 ー ）

第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者名)

横浜市長 印

障害者グループホーム廃止受理（不受理）通知

年 月 日に届出のありました次の障害者グループホームの廃止について、受理（不受理）します。内容は、次のとおりです。

1 内容

グループホーム名称	
グループホーム住所	
定 員	名
設 置 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
備 考	

2 その他

- (1) 横浜市障害者グループホーム設置運営費補助要綱第23条第2項に基づき、補助金により取得した権利及び物品の処分については、市長と別途協議のうえ、指示に従うこと。
- (2) 前項のために、別途必要書類等の提出を行うこと。

担 当
連絡先